

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可	
根拠条例・規則名		電線共同溝の整備等に関する特別措置法	
条 項		第 1 1 条 第 1 項	
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	処分実績がなく、設定が困難である。	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			